市有財産売却（随時）に係る購入希望者募集要項

一般競争入札で不調となった売却物件について、あらかじめ売却価格を提示して購入希望者を随時募集し、先着順で購入者を決定します。

物件の購入を希望される方は、次の事項をご承知の上、お申し込みください。

1 売却物件一覧表

物件番号	物件名（所在地）	地 目	地 積	公募価格
1	竹田市久住町大字栢木5801番110	宅地	499.87㎡	1,917,000円
2	竹田市久住町大字栢木5801番93	宅地	519.98㎡	1,784,000円
3	竹田市久住町大字栢木5801番112	宅地	493.52㎡	1,853,000円
4	嫗岳住宅・神原住宅跡地（竹田市大字神原字木ノ元13番2～8）	雑種地	2,024.03㎡	1,092,900円

（1） 現地説明会について

・現地説明会は開催しませんが、現地は必ず入札参加申込みを行う前にご確認ください。

・「物件説明書」は物件の概要を把握するための資料でしかありませんので、必ずご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する確認を行ってください。

（2） 物件の引渡し等

・物件は現況のままで引渡します。

・図面と現況が相違している場合、現況が優先します。

・上下水道及び電気など供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、竹田市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。

・地下埋設物、地盤、耐震、アスベスト及び土壌に関する調査、電波障害の調査は行っておりません。

2 申込者の資格

個人及び法人により、又は共有による共同購入も可能です。ただし、次の事項に該当する方は、申し込みできません。

（1） 土地売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

（2） 市税等を滞納している者

（3） 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

①契約履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正行為をしたとき

②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げたとき

⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

（4） 自己又は自己の役員等（注）が次のいずれかに該当する者である場合又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合

（注） 役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員が役員となっている事業者

④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者
⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
⑥暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
⑦暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係にある者
⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（5） 公有財産に関する事務に従事する職員

3 用途の制限

購入者は、当該地を次に掲げる用途に供してはいけません。また、次の用途に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡してはいけません。

（1） 廃棄物処理施設のほか、騒音、悪臭、振動、大気汚染、水質汚濁などの近隣住民の生活環境に著しい悪影響や公害が生じる用途

（2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」及び第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」としての用途

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団」に移転し、若しくは暴力団員に貸付けし、又は暴力団員に転売又は貸付けされることを知りながら売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸付けてはならない。また、同法第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件の所有権を第三者に移転し若しくは売買物件を第三者に貸し付けてはならない。

4 購入の申込み

（1） 申込方法

ア 「市有財産購入申込書（先着順）」に必要事項を記入し、実印を押印の上、必要な書類を添えて提出してください。

イ 竹田市財政課財産管理係にご持参ください。（郵送、電話、FAX等による申込みは、できません。）

＜購入申込書に添付する書類＞

○個人の方　身分証明書、印鑑登録証明書、誓約書、市税完納証明書

○法人の方　法人登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、印鑑登録証明書、誓約書、役員等一覧、市税完納証明書（市外法人は、国税様式その3の3）

○共同購入の場合は、代表者選任届も必要です。

○代理人による申込みの場合は、申込み者の委任状が必要です。

◎申込みを受け付けた順に審査を行い、先着順で契約予定者を決定します。

注）※ 共同購入者が法人の場合、すべての法人の役員等名簿・登記簿謄本が必要です。

※ 共同購入者が個人の場合、代表者を申込者としてください。

※ 印鑑登録証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。

（2） 申込み受付場所

竹田市財政課財産管理係　　☎0974-63-4802　　受付時間　9時から17時　（閉庁日は受付を行いません。）

（3） 質問及び回答

今回の募集に関するお問い合わせは、原則として書面（任意様式）の持参又はメール（zaisei@city.taketa.lg.jp）により受け付けます。回答は概ね3日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に行います。

5 契約及び代金の支払

（1） 契約の締結

購入契約予定者は、市が定めた市有財産売買契約書を、契約予定者決定通知を受けた日から7日以内に必要な書類を添えて提出してください。契約に要する費用は、落札者の負担となります。

なお、ご契約時には、契約保証金（契約金額の10％以上）をお預かりします。

（2） 契約代金の支払い

契約代金は、契約締結後から15日以内に竹田市の発行する納入通知書により、所定の金融機関でお支払ください。なお、お預かりしている契約保証金を契約代金に充当する場合には、その差額分による納入通知書の発行となります。また、上記期限までに支払われない場合には、契約は解除されることがあります。この場合、契約保証金は、お返しできませんのでご注意ください。

6 所有権の移転等

（1） 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納されたときに、竹田市から購入者に移転します。 物件は、現況のままでお渡しします。

（2） 所有権移転登記

所有権の移転登記の手続は、竹田市で行い、登記完了後に「登記識別情報通知」をお渡しします。

登記手続自体の手数料は不要ですが、登録免許税法に基づく登録免許税は購入者のご負担となります。

なお、物件の取得に伴い、不動産取得税、固定資産税が後日課税されますのでご留意ください。

7 契約上の主な特約

（1） 土地利用条件

土地利用にあたっては、（2）の禁止事項に留意し、事業の用に供する場合には、地域の環境、景観などに重大な影響を及ぼすおそれがあると予測される建築物や廃棄物等の処分の用途に使用してはならりません。また、事前に近接する住民等へ事業内容の説明を実施のうえ、合意形成に努めるものとし、申込時に提出した使用目的に基づいた利用の用途 （以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。

（2） 次の各号に掲げる事項を禁止します。

①暴力団への所有権移転・貸付け、又は暴力団員に転売・貸付けされることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

②暴力団の事務所その他これに類するものの用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の様に供すること。又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

8 その他

（1） 不正な申込みがあった場合は、その申込みを取り消すことがあります。

（2） 申込みにあたって、必ず事前に物件の下見をして現状を確認してください。

（3） この要項に定めない事項については、地方自治法、同施行令、竹田市契約事務規則、その他の法令規則等に定めるところにより処理します。